

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	労働環境モニタリング実施にかかる個人情報の本人外収集及び業務委託について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第5条第2項第6号（本人外収集）

【事前報告】

◇第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託等）

（担当部課：総合政策部 行政管理課）

担当係

担当者 関原

内線（2321）

事業の概要

事業名	労働環境モニタリング
担当課	総合政策部 行政管理課
目的	指定管理や業務委託において、その業務が適正な労働環境の下に行われているかを確認し、必要に応じて改善を促すことにより、区と事業者が抱える課題などについて共通認識を持ち、協働して公共サービスの質の向上を図る。
対象者	指定管理者または受託事業者に雇用されている者
事業内容	<p>指定管理や業務委託において、その業務が適正な労働環境の下に行われているかを確認し、必要に応じて改善を促す。</p> <p>(1) 社会保険労務士等が、区職員立会いのもと、書類確認・現地調査・従業員面接を行う。</p> <p>(2) 社会保険労務士等が、(1)の調査結果を整理し、改善方法とともに区へ報告する。</p> <p>(3) 社会保険労務士等が、区職員立会いのもと、各事業者に(1)の調査結果を伝える。</p> <p>(4) 社会保険労務士等が、区職員立会いのもと、各事業者に改善方法をアドバイスする。</p> <p>(5) 区職員が、社会保険労務士等とともに、各事業者が改善に着手することを確認する。</p> <p>(6) 区は、モニタリングの実施結果(指摘事項と改善内容)を、個別の事業者ごとではなく全体のまとめとして、公表する。</p> <p>(7) 公表により当該事業者だけでなく、他の事業者にも注意を喚起する。</p>

件名 労働環境モニタリングの実施にかかる被雇用者の労働条件情報の収集
について

保有課(担当課)	総合政策部 行政管理課
登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	労働環境モニタリング
収集する個人情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 収集の対象者の範囲 指定管理者または受託事業者には雇用されている者</p> <p>2 収集する項目 別紙のとおり</p>
収集の相手方(どこから収集するのか)	指定管理者または受託事業者
収集の目的	指定管理や業務委託において、その業務が適正な労働環境の下に行われているかを確認するため。
本人からの直接収集しない理由等	指定管理や業務委託において、その業務が適正な労働環境の下に行われているかどうかについて、雇用者が整えておくべき書類に基づき、労働条件を確認するため。
収集開始時期及び期間	本審議会承認後 以降継続 ただし、21年度以降は、各事業課で実施予定
備考	

人事記録（労働者名簿、雇用契約書、履歴書を含む）

氏名、生年月日、職歴（過去の勤務先、入社・退社記録）、性別、住所、雇用契約内容、雇用記録（雇入れ年月日、配属部署、業務内容、退職の年月日、退職事由、死亡年月日と死亡原因）、緊急連絡先、最終学歴、保有資格、家族構成、昇進、昇格、降職、降格、配置転換、賞罰、研修、教育

賃金台帳

給与支払額（基本給・手当・時間外手当等）、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、残業・深夜・休日の労働時間、控除額（社会保険料、所得税、その他控除額等）

勤怠記録

出勤簿、所定労働時間、所定外労働時間、法定外労働時間、遅刻、早退、欠勤、休暇・休日の取得状況（休職・欠勤を含む）

健康・安全衛生

健康診断の受診状況（個人の健康診断記録、再検査記録）、休職・傷病欠勤の際の診断書記録、労働災害への対策の状況（業務上災害、通勤災害、ヒヤリハット）防災等の事故対策状況、血液型

各種保険加入

雇用保険・社会保険の資格取得・喪失状況、健康保険番号、基礎年金番号、雇用保険番号

給与所得者の扶養控除等申告内容

家族の氏名・年齢・生年月日・職業・学校・所得の見積額、住所（同居・別居）、扶養義務の有無、扶養の理由、扶養しなくなった理由

外国人労働者

外国人登録証明、就労資格証明、就労実態

別紙(その他の業務委託等)

- ◇1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)・・・事前報告
- ◆2. 個人情報の収集を伴う委託等(第14条第1項)・・・事前報告
- ◇3. その他の委託(第14条第1項)・・・事後報告

件名 労働環境モニタリング実施にかかる業務委託について

保有課(担当課)	総合政策部 行政管理課
登録業務の名称	労働環境モニタリング
委託先	社会保険労務士または弁護士
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者の範囲 指定管理者または受託事業者には雇用されている者 2 処理させる項目 別紙のとおり
委託理由	労働及び社会保険に関する法令にかかる専門家に委託することにより、適正な労働環境の下に業務が行われているかどうかを確認するとともに、改善方法について具体的なアドバイスを得ることができるため。
委託の内容	労働環境モニタリングの実施 (1) 社会保険労務士等が、区職員立会いのもと、書類確認・現地調査・従業員面接を行う。 (2) 社会保険労務士等が、(1)の調査結果を整理し、改善方法とともに区へ報告する。 (3) 社会保険労務士等が、区職員立会いのもと、各事業者(1)の調査結果を伝える。 (4) 社会保険労務士等が、区職員立会いのもと、各事業者(2)の調査結果を伝える。 (5) 区職員が、社会保険労務士等とともに、各事業者が改善に着手することを確認する。
委託の開始時期及び期限	本審議会承認後以降継続 ただし、21年度以降は、各事業課で実施予定
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。

人事記録（労働者名簿、雇用契約書、履歴書を含む）

氏名、生年月日、職歴（過去の勤務先、入社・退社記録）、性別、住所、雇用契約内容、雇用記録（雇入れ年月日、配属部署、業務内容、退職の年月日、退職事由、死亡年月日と死亡原因）、緊急連絡先、最終学歴、保有資格、家族構成、昇進、昇格、降職、降格、配置転換、賞罰、研修、教育

賃金台帳

給与支払額（基本給・手当・時間外手当等）、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、残業・深夜・休日の労働時間、控除額（社会保険料、所得税、その他控除額等）

勤怠記録

出勤簿、所定労働時間、所定外労働時間、法定外労働時間、遅刻、早退、欠勤、休暇・休日の取得状況（休職・欠勤を含む）

健康・安全衛生

健康診断の受診状況（個人の健康診断記録、再検査記録）、休職・傷病欠勤の際の診断書記録、労働災害への対策の状況（業務上災害、通勤災害、ヒヤリハット）防災等の事故対策状況、血液型

各種保険加入

雇用保険・社会保険の資格取得・喪失状況、健康保険番号、基礎年金番号、雇用保険番号

給与所得者の扶養控除等申告内容

家族の氏名・年齢・生年月日・職業・学校・所得の見積額、住所（同居・別居）、扶養義務の有無、扶養の理由、扶養しなくなった理由

外国人労働者

外国人登録証明、就労資格証明、就労実態

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。